毎週火曜日及び金曜日発行

神奈川県公報

県の花：山ゆり

令和 8 年 8 月21日（金曜日）　　定 期 第 741 号

目　次　　ページ

〇告示
指定公金事務取扱者への公金事務の委託（３件）（福祉子どもみらい・障害サービス課）　603
救急病院等の認定の一部改正（健康医療・医療整備・人材課）　604
道路の区域変更（県土整備・道路管理課）　605
急傾斜地崩壊危険区域の指定（２件）（県土整備・砂防課）　605
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除（３件）（県土整備・砂防課）　606
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（３件）（県土整備・砂防課）　608
〇公告
建設業法による監督処分（３件）（県土整備・建設業課）　609
営業所の所在地を確知できない建設業者（県土整備・建設業課）　610
〇入札公告
特定調達契約に係る一般競争入札の実施（企業・会計課）　611

告　　示

神奈川県告示第378号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和８年８月21日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

１　名称及び住所又は事務所の所在地

社会福祉法人清和会

鎌倉市植木18番地

２　指定をした日

令和８年４月１日

３　委託をした日

令和８年４月１日

４　公金事務に係る歳入等又は歳出の内容

三浦しらとり園条例（昭和58年神奈川県条例第２号）第９条第１項に規定する三浦しらとり園における診断書の交付等に係る手数料

５　委託の期間

令和８年４月１日から令和９年３月31日まで

神奈川県告示第379号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金

発行　横浜市中区日本大通一　神奈川県政策局政策部政策法務課　電話横浜（〇四五）二一〇－一一一一

事務を委託した。

令和８年８月21日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

1　名称及び住所又は事務所の所在地

⑴　社会福祉法人同愛会

横浜市保土ケ谷区上菅田町金草沢1,749番地

⑵　社会福祉法人白根学園

横浜市旭区白根７丁目10番６号

2　指定をした日

令和８年４月１日

3　委託をした日

令和８年４月１日

4　公金事務に係る歳入等又は歳出の内容

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例（平成18年神奈川県条例第５号）第９条第２項に規定する芹が谷やまゆり園における診断書の交付等に係る手数料

5　委託の期間

令和８年４月１日から令和９年３月31日まで

神奈川県告示第380号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和８年８月21日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

1　名称及び住所又は事務所の所在地

社会福祉法人かながわ共同会

秦野市南矢名三丁目２番１号

2　指定をした日

令和８年４月１日

3　委託をした日

令和８年４月１日

4　公金事務に係る歳入等又は歳出の内容

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例（平成18年神奈川県条例第５号）第９条第２項に規定する津久井やまゆり園、愛名やまゆり園及び厚木精華園における診断書の交付等に係る手数料

5　委託の期間

令和８年４月１日から令和９年３月31日まで

神奈川県告示第381号

救急病院等の認定（平成元年神奈川県告示第580号）の一部を次のように改正する。

令和８年８月21日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

表横浜市立市民病院の項、帝京大学医学部附属溝口病院の項及び聖ヨゼフ病院の項から平成横浜病院の項までを削り、同表に次のように加える。

横浜市立市民病院	横浜市神奈川区三ツ沢西町１の１	令和８年５月１日から 令和11年４月30日まで
帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区二子５－１の１	令和８年５月22日から 令和11年５月21日まで
社会福祉法人親善福祉協会国際親善総合病院	横浜市泉区西が岡１－28の１	令和８年７月６日から 令和11年７月５日まで
聖ヨゼフ病院	横須賀市緑が丘28	令和８年７月９日から 令和11年７月８日まで
平成横浜病院	横浜市戸塚区戸塚町550	令和８年７月25日から 令和11年７月24日まで

神奈川県告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県厚木土木事務所東部センターにおいて、令和８年８月21日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和８年８月21日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

1　道路の種類

県道

2　路線名

横浜厚木

3　道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
綾瀬市小園字上原931番１地先から 同　　1,013番５地先まで	旧	13.6メートルから 15.0メートルまで	159メートル
同	新	14.0メートルから 31.5メートルまで	同

神奈川県告示第383号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和８年８月21日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

1　区域の名称

初山１丁目Ｃ地区急傾斜地崩壊危険区域

2　区域

次に掲げる土地に存する標柱第１号から第５号までを順次結んだ線及び標柱第５号と第１号を結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示す部分に限る。）

標柱番号	所在及び地番
第 1 号	川崎市宮前区初山一丁目395番
第 2 号	同　394番 4
第 3 号	同　406番
第 4 号	同　402番
第 5 号	同　395番

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センターにおいて一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第384号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和 8 年 8 月21日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

1　区域の名称

浦賀 6 丁目Ｅ地区急傾斜地崩壊危険区域

2　区域

次に掲げる土地に存する標柱第 1 号から第 7 号までを順次結んだ線、標柱第 7 号と第 8 号を横須賀市公共下水道敷地に沿って結んだ線、標柱第 8 号と第 9 号を結んだ線及び標柱第 9 号と第 1 号を結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示す部分に限る。）

標柱番号	所在及び地番
第 1 号	横須賀市浦賀六丁目41番41
第 2 号	同　浦賀丘一丁目39番77
第 3 号	同　39番76
第 4 号	同　39番78
第 5 号	同　39番98
第 6 号	同　浦賀六丁目50番 5
第 7 号	同
第 8 号	同　44番 4 地先
第 9 号	同　44番 4

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横須賀土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第385号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第９条第１項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和８年８月21日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
日野６丁目１	横浜市港南区日野六丁目及び日野四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	日野６丁目１	横浜市港南区日野六丁目及び日野四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
上川井町６	横浜市旭区上川井町及び瀬谷区卸本町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上川井町６	横浜市旭区上川井町及び瀬谷区卸本町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
本宿町２	横浜市旭区本宿町、二俣川二丁目及び本村町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	本宿町２	横浜市旭区本宿町、二俣川二丁目及び本村町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
戸塚町９	横浜市戸塚区戸塚町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	戸塚町９	横浜市戸塚区戸塚町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第386号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第９条第１項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和８年８月21日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
二階堂２	鎌倉市二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	二階堂２	鎌倉市二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
山崎12	鎌倉市山崎のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	山崎12	鎌倉市山崎のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
山ノ内８	鎌倉市山ノ内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	山ノ内８	鎌倉市山ノ内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第387号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第９条第１項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和８年８月21日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
石川１	藤沢市石川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	石川１	藤沢市石川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
下土棚１	藤沢市下土棚のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	下土棚１	藤沢市下土棚のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大鋸１丁目１	藤沢市大鋸一丁目及び藤が岡二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	大鋸１丁目１	藤沢市大鋸一丁目及び藤が岡二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第388号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和８年８月21日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
日野６丁目１	横浜市港南区日野六丁目及び日野四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	日野６丁目１	横浜市港南区日野六丁目及び日野四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
上川井町６	横浜市旭区上川井町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上川井町６	横浜市旭区上川井町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
本宿町２	横浜市旭区本宿町、二俣川二丁目及び本村町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	本宿町２	横浜市旭区本宿町、二俣川二丁目及び本村町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
戸塚町９	横浜市戸塚区戸塚町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	戸塚町９	横浜市戸塚区戸塚町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第389号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和８年８月21日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
二階堂２	鎌倉市二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	二階堂２	鎌倉市二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
山崎12	鎌倉市山崎のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	山崎12	鎌倉市山崎のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
山ノ内８	鎌倉市山ノ内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	山ノ内８	鎌倉市山ノ内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第390号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和８年８月21日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
石川１	藤沢市石川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	石川１	藤沢市石川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大鋸１丁目１	藤沢市大鋸一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	大鋸１丁目１	藤沢市大鋸一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。）

公　　告

令和８年８月12日、建設業法第29条第１項の規定により、次のとおり処分を行いました。

令和８年８月21日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

１　処分を受けた者

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	建設業の許可番号
新東エスプレシジョン株式会社	厚木市長谷260番地63	安藤　之一	神奈川県知事許可（般－３）第89007号

２　処分の内容

建設業法第29条第１項の規定に基づき、建設業の許可を取り消した。

3　処分の原因となった事実

新東エスプレシジョン株式会社は、令和６年10月１日、合併により消滅した。

このことは、建設業法第29条第１項第５号に該当する。

令和８年８月12日、建設業法第29条第１項の規定により、次のとおり処分を行いました。

令和８年８月21日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

1　処分を受けた者

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	建設業の許可番号
株式会社神奈川ボーリング工業	海老名市門沢橋六丁目17番28号	金子　光弘	神奈川県知事許可（般－４）第28917号

2　処分の内容

建設業法第29条第１項の規定に基づき、建設業の許可を取り消した。

3　処分の原因となった事実

株式会社神奈川ボーリング工業は、令和５年９月13日、株主総会の決議により解散した。

このことは、建設業法第29条第１項第５号に該当する。

令和８年８月12日、建設業法第29条第１項の規定により、次のとおり処分を行いました。

令和８年８月21日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

1　処分を受けた者

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	建設業の許可番号
京浜家電サービス株式会社	横浜市戸塚区矢部町1,499番地18	豊島　信一	神奈川県知事許可（般－４）第55006号

2　処分の内容

建設業法第29条第１項の規定に基づき、建設業の許可を取り消した。

3　処分の原因となった事実

京浜家電サービス株式会社は、令和４年９月30日、株主総会の決議により解散した。

このことは、建設業法第29条第１項第５号に該当する。

次の建設業者の営業所の所在地を確知できないので、建設業法第29条の２第１項の規定により公告します。

令和８年８月21日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

1　商号又は名称

株式会社イノベーションホーム

2　代表者

若狭　政昭

3　主たる営業所

横浜市磯子区洋光台一丁目13番30号

4　許可番号

神奈川県知事許可（般－４）第90544号

5　許可年月日

令和５年１月23日

入　札　公　告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和８年８月21日

神奈川県公営企業管理者

企業庁長　浦　邊　　哲

1　調達内容

⑴　借入物品の名称及び数量

管路情報システム用機器の賃貸借及び保守

モノクロレーザープリンタ11台、カラープロッタ（Ａ０対応）３台、カラープロッタ（Ａ１対応）13台及びカラースキャナ12台

⑵　借入期間

令和９年２月１日から令和14年１月31日まで

⑶　納入場所

入札説明書及び仕様書によります。

2　入札参加資格

⑴　地方自治法施行令第167条の４第１項各号のいずれにも該当しない者で、同条第２項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しないものであること。

⑵　神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「物件の借入れ」に登載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

⑶　神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

⑷　当該物品を納入する能力を有する者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で⑵に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア　資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局指導課入札制度グループ（神奈川県庁本庁舎１階　電話（045）210－6721）

イ　申請方法

かながわ電子入札共同システム（ＵＲＬ　https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/）の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのＷＴＯ申請により入札参加資格申請手続を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局指導課「入札参加資格申請・共同受付窓口」（郵便番号231－8588　横浜市中区日本大通１　神奈川県庁本庁舎１階）へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ　申請期限

令和８年９月２日(水)午後５時

エ　その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3　入札説明書の交付場所等

⑴　入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号231－8588　横浜市中区日本大通１　神奈川県庁新庁舎10階　神奈川県企業庁企業局財務部会計課出納グループ　遠藤　裕美　電話（045）210－7047

なお、入札説明書は、⑵の期間中、かながわ電子入札共同システムで公表しますので、ダウンロードにより入手することもできます。

⑵　入札説明書の交付期間

令和８年８月21日(金)から同年９月２日(水)まで

4　入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書及び入札説明書に記載する必要な書類等を令和８年９月２日(水)午後５時までに３の⑴の場所に提出してください。

5　入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県庁新庁舎10階　神奈川県企業庁企業局財務部会計課出納グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入開札を行います。

⑴　入札期間

令和８年９月14日(月)午前８時30分から同月16日(水)午後５時まで

⑵　開札日時

令和８年９月17日(木)午前９時

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和８年９月16日(水)午後５時までに到着するよう３の⑴の場所に入札書を郵送してください。

6　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金

免除

⑶　入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

⑷　落札者の決定方法

神奈川県公営企業財務規程第148条第１項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

⑸　契約書作成の要否

要

⑹　詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7　Summary

⑴　The nature and quantity of the products to be leased : The products to be leased consist of 11 monochrome laser printers, 3 color plotters (A0 size compatible), 13 color plotters (A1 size compatible), and 12 color scanners for the Pipeline Management System

⑵　Time limit of tender : 5 : 00 p.m., September 16, 2026

⑶　Contact point for the notice : Yumi Endou, Accounting Division, Financial Affairs Department, Public Enterprises Bureau, Kanagawa Prefectural Public Enterprises Agency, Nihon-Odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231－8588 Japan, Tel (045) 210－7047